

新型コロナウイルス 緊急経済対策まとめ

【事業者・企業むけの支援は…】

☆当座の資金繰りが苦しい 前年同月比で50%も売上がさった
そんな時は☞持続化給付金 返済不要 法人200万 個人100万
<https://www.meti.go.jp/covid19/pdf/kyufukin.pdf>

「事業全般に広く使える給付金」で、対象は「売上が前年同月比で50%以上減少」している場合。申請書類は①法人は法人番号、個人は本人を特定できるもの（運転免許証等）、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等が必要です。

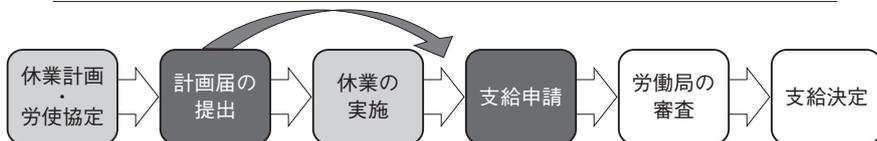
詳細な問い合わせは中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183
受付時間 9:00~17:00土日祝日含む

☆社員は辞めさせないで雇用を守りたい！
そんな時は☞雇用調整助成金～6月末迄緊急対応期間
助成率を引き上げました

新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が前年同月比5%以上ダウンした場合に、休業させる事業者の方は、雇用調整助成金を活用して社員の雇用を維持するための助成金！解雇等をしなければ中小は休業手当の90%（上限8330円）教育訓練を行うと2400円の加算あり！雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします。事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）など。対象は、「事業が縮小（現場が閉鎖された場合など）」し、「雇用保険を適用している事業所」と「未適用だが今後、継続して雇用保険を適用していくこと（後日加入指導あり）」

【申請の流れ】

特例として、計画届の提出は休業の実施後（事後提出）でも可能です



申請書類は、①休業を行う場合の計画届（変更）の提出に必要な書類として「休業等実施計画届」など、②休業を行った場合の支給申請に必要な書類として「支給要件確認申立書」などが重要です。書類が多数ありますので、東京土建HPから「雇用調整助成金」を参照してください。

詳細な問い合わせはお近くのハローワーク及び労働局

☆小学校が休校で出社できない！現場に行けない…仕事を休むことに…
そんな時は☞〔新型コロナウイルスによる小学校休業等対応助成金〕

2月27日から6月30日までの間に、小学校の休校に伴い、正規・非正規を問わず仕事を休まざるを得なくなった保護者（従業員）に対し、通常の有給休暇と同額の賃金を支払う会社に、日額8330円を上限に助成する制度です！申請書類は、①「出勤簿」など対象労働者が有給休暇を取得したことが確認できる書類、②「賃金台帳」など有給休暇が、年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われたと確認できる書類、③「小学校からの休業のお知らせ」など小学校等が臨時休業等をしたことが確認できる書類などがあります。

書類が多数ありますので、東京土建HPから「新型コロナウイルスによる小学校休業等対応助成金」を参照してください。

詳細な問い合わせは相談コールセンター 0120-60-3999
受付時間 9:00~21:00土日祝日含む

☆一人親方、個人事業主、小学校が休校したら仕事ができない！
そんな時は☞〔新型コロナウイルスによる小学校休業等対応支援金〕

業務委託を受けて働くフリーランスの人にも1日当たり4100円の定額を支援するとしています。2月27日から6月30日までの間に、就労できなかった日において定額支給。申請書類は、提携の申請書や証拠書類などがあります。書類が多数ありますので、東京土建HPから「新型コロナウイルスによる小学校休業等対応支援金」を参照してください。

詳細な問い合わせは相談コールセンター 0120-60-3999
受付時間 9:00~21:00土日祝日含む

※他にも…

売上が5%以上減少した中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に、金利を一律0.9%引下げ今後3年間は0%台の金利で融資を受けられます。

事業資金相談ダイヤル0120-154-505 受付時間平日 9:00~17:00

◎自治体の緊急融資制度

各自治体でも融資制度が創設されています。お問い合わせはそれぞれの相談窓口へ個人向け支援、お役立ち記事も掲載されていて検索がしやすくオススメです。

【個人むけ支援は…】

☆収入が大きく減った・仕事を失った！！急場をしのぐためのパート①
そんな時は☞生活福祉貸付金制度による緊急小口資金・総合支援金

社会福祉協議会による個人を対象とした貸付制度、生活福祉資金も特例が設けられました。「緊急小口資金」は、休業などで収入が減少し、一時的な資金が必要な人には最大10万円を貸し付け、このうち小学校の臨時休校などの影響を受けた場合は最大20万円の貸し付けがあります。「総合支援金」は、生活再建の間に必要な生活費用の貸付制度です。失業などによって生活の立て直しが必要な人にはたとえば2人以上の世帯で月に最大20万円の貸し付けがあります。期間は、最大3か月間・60万円となっています。

貸し付けの期間や返済の期間も延長し、返済時になお所得の減少が続いている住民税非課税世帯については返済を免除するとしています。

詳細な問い合わせは各地域の社会福祉協議会へ

☆収入が大きく減った・仕事を失った！！急場をしのぐためのパート②
そんな時は☞特別定額給付金（仮称） 【1人に10万円を給付】

給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主。

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は①郵送申請方式（自治体から郵送された申請書で申請）②オンライン申請方式（マイナンバーカード所有者が利用可能・マイナポータルから電子申請）を基本とし、給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座に振り込みにより実行されます。受付および給付開始日は、市区町村において決定し郵送申請方式の申請受付開始日から3ヶ月以内。

専用コールセンター 03-5638-5855 9:00~18:30（土日祝日除く）

☆それでも困ったら…☞生活危機だからこそその生活保護の活用も視野に入れましょう

新型コロナ問題で不安定化する仲間の生活を長期的に支えることができるのは、生活保護制度しかないと言っても過言ではありません。生存危機においては、憲法25条が生存権を具体的に保障する生活保護が当然のこととして利用されるべきです。

詳細な問い合わせは各地域の福祉事務所へ

☆お金がない！！収入激減での生活資金融資が欲しい
そんな時は☞〔中小企業従業員むけ生活資金融資〕

新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金制度で、中小企業の従業員の方の生活の安定を図るため、上限100万円を実質無利子の融資です。対象の方は①6か月以上勤務し、現住所に3か月以上居住している方で、勤務先が現住所が東京都内にあること、②年間収入（税込）が800万円以下の方、③住民税の滞納がない方、④借入金の使途が生活の安定のためであること、返済の見込みのある方と、なっています。

詳細な問い合わせはお近くの中央労働金庫各支店へ

【支払猶予、手続き延長等について】

税金関係…☞法人税や消費税、所得税などの国税の納付や、固定資産税など地方税の徴収を1年間猶予します

電気・ガス・水道料金…☞特例措置あり。

賃料・家賃関係…☞「住居確保給付金」国交省 賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討頂くよう要請

自動車運転免許関係…☞運転免許証の有効期間延長

外国人実習生を受け入れている事業所は…

法務省HP「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて」を参照してください。

◎就学支援新制度…収入が激減し学費や仕送りができない（授業料等減免・給付型奨学金）

◎奨学金の減額返還…新型コロナウイルス感染の影響により家計が急変した場合

◎テレワーク助成金…必要な機器やソフト等の経費助成（東京都・厚労省）（支給率1/2・上限100万円）

◎企業の倒産に伴う未払賃金の立替払制度、授業料の免除、学校給食費等の支給、NHK受信料の支払猶予などなど…

新型コロナウイルスに感染した時は…

◎感染して働けないときの手当（傷病手当金）

◎業務又は通勤により新型コロナウイルスに感染し働けないときの給付（休業補償給付）

※感染経路が不明だとり患証明が難しく、職場・現場でのクラスター感染が発生した等の場合